

県民健康調査「妊産婦に関する調査」について

令和元年7月8日
福島県県民健康調査課

1 妊産婦に関する調査について

(1) 本調査について

福島県で子どもを産み育てようとする妊産婦の現状、こころや身体健康度、意見・要望等を的確に把握し、不安の軽減や必要なケアを提供するとともに、安心の提供と今後の福島県内の産科・周産期医療の充実へつなげていくことを目的とする。

ア 対象者

各年度に県内で母子健康手帳を交付された方及び調査期間内に県外で母子健康手帳を交付され、県内で分娩された方。

イ 調査内容及び支援

妊産婦のこころの健康度、生活状況、出産状況や妊娠経過中の妊産婦の健康状態 等
※調査の結果、支援が必要と思われる方には電話・メールでの相談対応を行う。

(2) フォローアップ調査について

ア 4年後のフォローアップ（平成27～30年度実施）

本調査回答者の出産後4年を経過した者を対象に、こころと身体健康状態の経過を伺い、不安の軽減や必要なケアを提供するため調査を実施した。

イ 2回目（4年後）のフォローアップ（令和元年度実施）

震災時に妊産婦であった方々の継続的な支援として、令和元年度において平成23年度調査回答者への2回目のフォローアップ調査及び支援を実施する。

2 福島県における妊産婦・乳幼児に対する支援体制 ※詳細は参考資料1を参照

(1) 震災後に開始した市町村・県事業等

【市町村】

- 産後ケア事業：平成29年度開始（26～28年度は県で実施）
- ふくしま版妊婦訪問等事業：平成30年度開始
- 産後1か月健康診査における産後うつスクリーニング実施：平成30年度開始

【県】

- ふくしまの赤ちゃん電話健康相談：平成24年度開始
- 避難している子育て世帯への訪問支援：平成26年度開始
- 妊婦連絡票等を活用した医療機関と市町村との連携体制の調整：平成27年度開始
- 妊産婦メンタルヘルスケア推進事業（研修会の実施）：平成29年度開始
- 家庭訪問型子ども支援事業（研修会の実施）：平成31年度～一部新規事業として開始

(2) 子育て世代包括支援センターの展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法に位置づけられ、国は令和2年度末に全国設置を目指している。
→令和元年6月1日現在：県内59市町村中45市町村で設置済

3 今後の調査の実施について（検討案）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
本調査	対象 ①	対象 ②	対象 ③	対象 ④	対象 ⑤	対象 ⑥	対象 ⑦	対象 ⑧	対象 ⑨	対象 ⑩		
(1回目) フォローアップ調査					対象 ①	対象 ②	対象 ③	対象 ④				
(2回目) フォローアップ調査									対象 ①	対象 ②		

※今後の調査結果等を踏まえながら検討する。

※調査から得られた経験・知見等を踏まえ、直接相談対応する市町村保健師等への支援も検討していく。

第35回「県民健康調査」検討委員会(令和元年7月8日) 参考資料1

子育て支援課

福島県における妊産婦・乳幼児に対する支援体制

令和元年7月8日

		出産		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		6歳		18歳		
市町村	妊娠	母子健康手帳の交付	妊婦健康診査 (公費負担:全市町村実施)	新生児聴覚検査 (公費負担:全市町村実施)	3~4か月健診	1歳6か月健診	3歳児健診	乳幼児健診(実施時期は市町村によって異なる)										
	出産	ふくしま版妊婦訪問等事業 (県の補助事業) (平成30年度~)	産後1か月健康診査 (平成30年度~産後うつのスクリーニングを実施) (公費負担:全市町村実施)	産後ケア事業 (平成26年度~県実施) (平成29年度~市町村実施)	産後1か月健康診査 (平成30年度~産後うつのスクリーニングを実施) (公費負担:全市町村実施)	乳児全戸訪問 (生後4か月まで:全市町村実施)	未熟児の養育医療	養育支援訪問 (支援が必要な家庭への訪問) (50市町村実施)										
県	特定不妊治療費の助成			先天性代謝異常等検査														
	不妊・不育症に関する相談			ふくしまの赤ちゃん電話健康相談(平成24年度~)														
	不育症治療費の助成			小児慢性特定疾病医療費助成、相談支援														
	子育て世代包括支援センターの設置や運営に対する支援 (令和元年6月1日現在 45市町村で設置済み)			生涯を通じた女性の健康支援事業 (女性のミカタ健康サポートコール、来所相談)														
市町村保健師等を対象とした会議・研修会の開催			子育て世代包括支援センターの設置や運営に対する支援 (令和元年6月1日現在 45市町村で設置済み)															
市町村保健師等を対象とした会議・研修会の開催			市町村保健師等を対象とした会議・研修会の開催 (平成29年度~)															
市町村保健師等を対象とした会議・研修会の開催			市町村保健師等を対象とした会議・研修会の開催 (平成31年度~)															

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
- 実施市町村数: 525市区町村(1, 106か所)(平成29年4月1日現在) ➢ 平成32年度末までに全国展開を目指す。

※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。

